

7 専用道路

○専ら特定の車両および歩行者のための通行に供する施設として小型道路、自転車専用道路等の規定を設けている。

専用道路に関する規定

小型道路に関する規定

設計車両

第4条

車線幅員

第5条第4項

路肩

第8条

立体交差

第28条

自転車専用道路等に関する規定

自転車専用道路

第39条

自転車歩行者
専用道路

第39条

歩行者専用道路

第40条

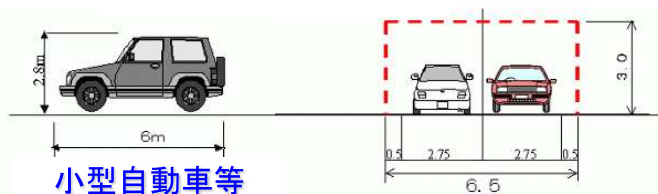
7 専用道路に関する規定

7-1 小型道路

○土地利用の空間的制約の多い都市内、都市近郊、観光地周辺など、普通道路の整備が困難な箇所において、効率的に渋滞対策等を進めるために専ら小型自動車等のみの通行の用に供する道路を小型道路として定めている。

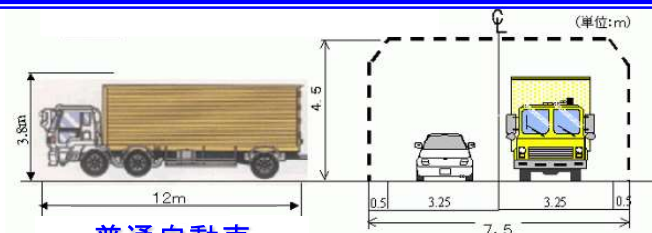
＜道路構造令第3条第4項～第6項＞

- 各種級の道路は、地形の状況、市街化の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合において、当該道路の近くに小型自動車等以外の自動車が行き交うことができる道路があるときは、小型自動車等のみの通行の用に供する道路とすることができる。
- 各種級の道路について、地形の状況、市街化の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合において、小型自動車等のみの通行の用に供する車線を他の車線と分離して設けることができる。この場合において、(略)、当該車線に係る道路の部分を高架の道路その他の自動車の沿道への出入りができない構造とするものとする。
- 小型自動車等のみの通行の用に供する道路及び小型自動車等のみの通行の用に供する車線に係る道路の部分を小型道路という。



小型自動車等

＜小型道路の断面と設計車両＞



普通自動車

＜普通道路の断面と設計車両＞

※車線幅員、建築限界、縦断勾配等に関して小型道路に関する規定値、特例値が定められている。

7 専用道路に関する規定

7-2 自転車専用道路、自転車歩行者専用道路、歩行者専用道路

○自転車が通行する専用道路については、路外への逸脱を防止するため、自転車道及び自転車歩行者道の幅員規定に側方保有幅を加えた値を幅員として規定している。

＜道路構造令第39条、第40条＞

- 自転車専用道路の幅員：3m以上
(ただし、やむを得ない場合においては2.5mまで縮小可能)
- 自転車歩行者専用道路の幅員：4m以上
- 自転車専用道路、自転車歩行者専用道路には、各側に幅員0.5m以上の側方余裕を確保するための部分を設ける
- 歩行者専用道路の幅員：2m以上

＜自転車歩行者専用道路の例＞



一般県道三郷幸手自転車道線(江戸川自転車道)
(埼玉県春日部市)

自転車歩行者専用道路の幅員構成

